

第1回日本赤十字看護学会学術集会

特別講演

21世紀の日本赤十字

近衛 忠輝*

Japanese Red Cross in the 21th Century

Tadateru Konoe



この敷地内には、赤十字の病院、血液センター、乳児院、それにこの日本赤十字看護大学がありますが、いずれも経営に四苦八苦しています。仏教で四苦八苦とは、「生、老、病、死」の四つの苦痛を言い、「生老を含め、人間生活において味わう大きな苦しみを八苦と言います。釈迦はそこに人生の無情を感じ出家しました。

赤十字の「人道」の原則は、「赤十字は苦痛と死とに対して闘う。赤十字は人間があらゆる場合に人間らしく扱われることを要求する」と説

いています。こちらは出家をしないで、四苦と面と向かい合っているわけであり、経営に四苦八苦するのは「業」と言えるかも知れません。

人道と人権の目指す方向

ジャン・ジャック・ルソーは、既に1762年に、「社会契約論」の中で次のように述べています。

「戦争は個人対個人の関係ではなく、国家対国家の関係である。個人は人間

*日本赤十字学園理事長

であるからではなく、兵士であるため敵対関係に立つ。戦争の目的は、敵国の破壊にある。故に敵国を防衛する者が、武器を手に行っている限り、これを殺す権利が与えられる。しかし、武器を捨てて降伏するならば、人は敵または敵の道具ではなく、単なる人間に戻る。従ってこれを殺す権利はもはや与えられない。」

アンリー・デュナンが、ソルフェリーノの戦いでの経験をもとに「戦場で傷ついた兵士たちを敵味方の区別なく救ける」ことを目的として、赤十字を創設したのはそれから100年後の1863年でした。その活動を保証するために制定された1864年のジュネーブ条約で、ルソーの考えが人道の最初のグローバル・スタンダードとして具現化されたと言えます。

ルソーは、「殺す権利」とその条件について記しています。しかし殺されないまでも、傷ついたまま戦場に放置されれば死に至るのは明かであり、デュナンは、赤十字の組織と別名赤十字条約とも呼ばれるジュネーブ条約によって、救護することを「権利」とすると同時に「義務」としたと考えることが出来ます。

狭義の生存権、言い換えれば「殺されない権利」ないし「生命身体の安全」を守る試みは、やがて非人道的兵器や無差別大量破壊兵器の制限や禁止の方向に向かってゆきます。1868年のセントピータースブルグ宣言以来、いわゆる残虐兵器とされたダムダム弾、毒ガス、生物毒素兵器、化学兵器等が禁止され、近年の成果としては、同じく軍事上の必要性を上回る苦痛を招くとして、レーザー兵器や対人地雷の全面禁止が実現されつつあります。その一方で、無差別大量破壊兵器の代表である核兵器の禁止については歩みは遅々としています。しかし、核の「恐怖の均衡」が、冷戦終結まで大戦争の勃発の抑止力として機能してきたのも事実であり、冷戦後の紛争、例えば湾岸戦争やボスニア、コソボ等の戦争では「正義のための戦い」といった建前もあって、一般住民の被害を最小限に止めようと、ピンポイント爆撃が行なわれたりしてい

ます。核保有国が増えているとは言え、その有用性は地域紛争の新たな抑止力としてであって、実際に用いられる危険性は、原子力発電所の事故の確率よりも遥かに低いと言えます。

戦争で命拾いをしたとして、次なる人道的関心は生存者の人間としての「尊厳」をいかに守るかに移ります。捕虜となった場合、占領下に入った場合、難民となった場合等、「戦争犠牲者」の範囲は広がり、守るべき「尊厳」の内容も「暴行、脅迫、屈辱、公衆の好奇心からの保護、名誉の尊重」と次第に充実していきます。その流れは、人権法の発展と軌を一にしますが、それらは、子供、女性、難民等に対する個別的人権条約によってさらに補強されています。

赤十字は生存のために必要な、医療、衣・食・住、飲料水等の提供を「救援-Assistance」と呼ぶ一方、「尊厳」を守るための諸々の活動を「保護」と呼んで区別しています。「保護」については、より厳密な中立性が求められることが多く、赤十字国際委員会のそのための特別な役割が、ジュネーブ条約で定められています。

冷戦後、国家が破綻したために「戦争でも平和でもない」不安定な政治、経済、社会情勢にあって、基本的人権が守られない「正義なき平和」の下にあって、国連の経済制裁の下で多数の社会的弱者の生命と健康が脅かされている国や地域が、新たに人道的関心を呼び起こすことになりました。こうした人道危機にあっても、「救援」と「保護」は車の両輪として噛み合っていないければなりません。国家主権が大きな壁として立ちだかかっており、それを制限しても人道的介入をすべしとする考えが勢いを増しています。国連やNATO等の多国籍軍によるイラク、ボスニア、ソマリア、コソボ、東チモール等への介入がその例であり、NGOでも「国境なき医師団」は、国家主権をしばしば無視して果敢な介入を試みています。

しかし、冷戦後の人道危機は様々な原因が複合的に絡み合っていることが多く、その対応も従来のように戦時、平時で大まかに割り切ることがむずかしくなっています。その上、人道救援に携わるプレーヤーは増える一方であり、赤十字はそれらのNGOが守るべき10か条

からなる共通の「行動規範」を作り、加盟を訴えています。その第一条の「人道の原則」は、「人道援助を享受し、あるいは供することの権利は、あらゆる国のあらゆる国民にとっての基本的原則である」としており、戦時のみならず平時の人道危機にあっても、人道援助を一昔前に見られた一方的チャリティーから、権利・義務ととらえようとしています。「行動規範」は、同じく「被災者を広報活動において尊厳ある人間として扱う」事を求めています。ジュネーブ条約は、戦争犠牲者を「公衆の好奇心」から守ることを定めていますが、難民であっても、定番のやせ細った母親の胸にすがって元氣なく泣く乳飲み子といったPRは許されないということです。

これまで見てきたように、赤十字の戦時という極限状況の下での苦痛と死と尊厳に対する取り組みは、平時における人道救援の基本的ルール作りにも役立って来ました。最近では、大量の難民流出の際にカバーすべきベーシック・ヒューマン・ニーズは何ぞやといった視点から、ほかの国際救援機関と協力してガイドライン作りも進められています。戦時国際法としての国際人道法が、人権法の発展に伴う新たな基本的人権を取り込むことによって、戦時と平時の人道的ルールの差異が小さくなったと受止める事ができるでしょう。もちろんそこには、平時にあってすら一般市民が突如巻き込まれかねない、テロ事件や犯罪行為や治安の悪化があり、それを許す冷戦後の武器の流出、国家の治安維持能力の低下、社会的規範の弛緩といった憂慮すべき背景があります。赤十字の本源的な人道的使命の遂行に当たっても、赤十字内部はもとより、他の人道救援機関との業際的な取り組みがより必要とならざるを得なくなります。

最後に、国際人道法は「死」の問題をどのように扱っているのでしょうか。捕虜として死亡した者については「出来る限り、その属する宗教の儀式にしたがって丁重に埋葬され、その墓が尊重され、適当に維持され、いつでも見出せるよう表示されることを確保しなければならない」と1949年の捕虜条約と文民条約は定め、死者の尊厳にも配慮しています。しかし、人道危

機の際の犠牲者の死への対し方は、民族の伝統や慣習によって異なるように思えます。例えばアフリカのある地域では、食糧の絶対的に不足している時には、適者生存の論理で最も生き残る可能性の高い、まず青年が男女の順で、次いで児童が男女の順で、最後に老人が男女の順で分かち合うといえます。その結果として亡くなる老人にとって、それは尊厳死となるのです。ところが、生存の最適者である青年は最強の戦力ですから、支援した食糧が彼等の手に優先的に渡るとなれば、紛争時には救援団体は利敵行為を行ったとして「中立性」を疑われ、また人道上のニーズのみに従って救援するという「公平」の原則にももとめる可能性があります。グローバル・スタンダードは、死に対しては機械的に当てはまらないのです。北朝鮮に対する食糧支援でも、それが軍隊に回される可能性に対しては、国民感情に強い警戒心と反発があります。軍人は、タマに当たって死ぬか、飢え死にしろということでしょうか。

人道救援への関わり方

阪神・淡路大震災であれ、有珠山噴火であれ、地下鉄事故であれ、目の前の犠牲者に救いの手を差し延べたいと思うのは人間の情です。しかし人手が足りなかったり、助ける技術や手段や方法がなかったら、どうしますか。また、先のバスジャック事件のように犯人が武器を手にしていたら、どうでしょう。先のケースは、アンリー・デュナンがソルフェリーノで経験したことであり、その反省から、赤十字のようなボランティアの救護組織を日頃から組織しておくという発想が生まれました。国家がその責任をすべて負い得るならば、赤十字の出番はないかもしれません。ナイチンゲールが当初、デュナンの赤十字の構想に反対したのはそのためでした。日本赤十字社（以後「日赤」とする）でも阪神・淡路の直前まで、行政がほとんどすべて自力で対処できるなら、赤十字は救援から手を引いても良いのではという声が囁かれていました。大震災ははからずも、行政が万能でないことを露呈しました。そして今やあらゆる分野で、ボランティアないし市民社会の協力が叫ばれ、そ

の担うべき役割が説かれています。確かに多くの市民がこれほど自発的に、長期に、大規模に、多面的に救護活動に参加した例はなく、これをもって「ボランティア元年」とされたのもあながち誇張ではないかもしれません。

どちらかと言えば、これまでのわが国のボランティア活動は、長年そして今でも日赤が言い習わしているように、だれかから与えられた仕事に無私無欲で献身的に「奉仕」する、という受動的な姿であり、ボランティアの言葉が本来意味する「自発性」が欠落していました。事の善し悪しではなく、「汝の欲することを他人にも施せ」と説き、遠くポルトガルからフランシスコ・ザビエルが日本に一人やってきて福音を広めたり、今日では他国の人権問題に当然の如く容喙する西欧諸国のキリスト教的伝統と、「己の欲せざることを人に施すことなかれ」と説き、相手の気持ちに配慮する余り同情が行動になかなか移せず、運命論や縮観に甘んじる傾向のある仏教的気質の違いが、日本人の中で変化しつつある兆しをそこに見て取ることができるかもしれません。

赤十字と血液事業

献血者とボランティアに多くを頼る血液事業は、多くの赤十字社にとって大きな活動の柱となっています。各社の事業への関わり方は、献血者募集のみから、採血、成分化、血漿分画化、供給までと様々です。そのいずれかに関与している社は176社中74社で、世界で使用される約3分の1の輸血用血液は赤十字の手で直接、他の3分の1は間接的に赤十字社が関与した活動を通して確保されています。しからば、何で赤十字は血液事業に関わっているのでしょうか。血液事業への赤十字の積極的参加を促す国際決議は、1939年から度々出ていますが、その動機付けとしては、1973年の赤十字国際会議が「人道的原則によって動機を与えられた自発的献血に基づく血液事業が、必要な血液を供給する最も安全かつ効果的な方法である事を確信し……」云々、としているぐらいで、各社の関わり方はまちまちです。そこで歴史を振り返ってみると以下のことが解ります。

1. 現在の血液事業の発展の契機となったのは、第二次世界大戦であったこと
2. 大戦中のそれぞれの国の取り組みの姿勢が、今日の各国赤十字社の役割を規定していること
3. 技術研究、分画製剤、機器材の開発等で圧倒的優位に立つアメリカの血液事業の発展には、日本との戦争が大きく関わっていること
4. 血液事業の歴史は、安全性、利便性の追及であると同時に、献血や、自給や、安全性を巡る理念の闘いであったこと

まずは大戦初期に、ロンドンの大空襲で多数の死傷者が出たことから、大量の輸血用血液をアメリカから船で送ることになりました。その後、不適合反応を起こさぬよう血漿輸血が推進され、血漿確保のためアメリカ赤十字は大戦中に大活躍し、それが大戦後の活動の基礎を築きました。同時期に、真珠湾爆撃の最中に近くの血液センターに飛び込んでボランティア活動を始めた歯科医の夫人バーニス・ヘンプヒルは、やがてカリフォルニアに自ら血液センターを開きます。これが後にアメリカの非営利の血液事業を赤十字と二分する「アメリカ血液銀行協会—AABB」の出発点となります。赤十字が「血は万人のための資源で、地域ぐるみで確保すべきであり、事業はボランティア中心に運営されるべき」としたのに対し、AABBは「受益者が補充に責任を負うべきであり、事業は医師中心」でと考え、この対立は、今日に至るまで尾を引いています。

アメリカ軍の前線では、真珠湾攻撃をきっかけに凍結乾燥血漿とアルブミンが実用化し、やがて血漿のみでは酸欠を招くとして全血輸血への回帰の動きが出ます。シシリー、ノルマンディー大作戦時には、前線の軍医の独断で全血輸血に踏み切っています。また、レイテ戦では、全血、血漿、乾燥血漿、アルブミンが同時に送られましたが、使い方が周知徹底せず混乱を招き、その反省に立って硫黄島での戦いには、銃剣に全血の輸血バッグをぶら下げて、銃弾の飛び交

う中で戦友を救う英雄的な姿が感動を呼び、「血の勝利」と呼ばれました。

広島原爆投下後に調査に当たったアメリカ医師団は、被災者が放射線障害で白血球、血小板、血漿タンパクが激減しているのを目撃し、それが契機となって核戦争に備えての血液需要への対策や、成分療法の研究が推進されることになりました。

一方日本では、輸血への認識は軍隊の中でも時代遅れで国民運動も起きず、戦後ゼロからのスタートとなりました。しかし、国民の連帯意識や人間愛といった動機を欠いたために商業血銀が主流となり、それが社会問題を引き起こして自己破綻するまで、献血運動は伸びませんでした。

現在、我が国では血液事業を律する新たな法の制定の準備が進んでおり、日本赤十字社も当然当事者として深く関わっています。従来ともすれば、安全性や生命倫理への配慮より安定供給が優先され、それが、我が国だけではありませんが、エイズ渦につながったのは記憶に新しいと思います。一方で、何故献血なのか、何故輸入血漿や分画製剤は売血の原料で良いのか、安全基準は同一でなくて良いのか、国内自給とは何を指すのか、赤十字は市場原理の下での分画製剤の製造に関わるべきか、血液事業における営利と非営利の違いは何か、100%の安全の有り得ない血液製剤による無過失の事故に対する被害者の救済制度はいかにあるべきか、国・赤十字・地方自治体・製造業者のそれぞれの責任は何か、HIV等感染者への告知はどうあるべきか、感染症キャリアーのフォローアップはいかにあるべきか、等々、生命倫理、医療倫理、死生観に関わる問題や、システム自体が負うべき透明性や説明義務の在り方についてはほとんど議論されてきませんでした。哲学や理念を欠き、それぞれの主体の社会的洞察と明確な使命感と責任感を伴わない事業に危うさが伴うのは避けられません。同じ「人道」の旗の下での活動であっても、その理解と関与の形は変わり得る事を血液事業の例は示しています。

「四苦」と「人道」

シェークスピアは、「リア王」の中で、「人間は泣きながら生まれてくる」と書いています。五木寛之は、それを「生きてゆく事が恐ろしくてならない、孤独な人間の不安でならない叫び声」と理解します。墮胎や、体外受精や、クローン人間や、遺伝子操作のように、生まれてくる事自体と直接深く関わる生命倫理の問題に、赤十字としては正面から取り組んだことはありません。しかし医療機関を多く持ち、看護大学のような研究学術機関を持つ日赤の場合には、これらの問題に無関心ではられません。一方人口論の立場から、家族計画に赤十字は積極的に取り組むべしとする声はしばしば聞こえてきます。最近では、難民キャンプの中での Birth Controlの必要性も説かれています。妊産婦や乳幼児は、救援の対象としてばかりではなく、公衆衛生や開発援助の対象としてもしばしば取上げられています。「健康」をWHOは、「単に疾患を持たないとか、身体が弱くないというだけではなく、肉体的、精神的そして社会的に完全に良好な状態」と定義しています。ソクラテスが言った、「単に生きているのではなく、よく生きることが肝心だ」ということでしょうか。ゴールド・プランが掲げる「健康・医療・福祉」のそれぞれに関わっているのが日赤ですが、国際的には開発協力の対象分野として、特に「災害に対する脆弱性を失くす」といった防災の視点から、医療や福祉のベーシック・ニーズへの取り組みが行われています。少子高齢化は先進国共通の悩みであり、日赤を含め、多くの国で赤十字は老人福祉と関わっています。ボランティア活動が最も活発なのは、この分野かも知れません。わが国では、1995年の厚生省の「国民生活基礎調査」によれば、65才以上人口の81%は日常生活に影響する傷病を何等持っておらず、「もっと老人力の活用を」すべしとの声も上がっています。医療や福祉の対象としてのみではなく、高齢者ボランティアの受け皿としての赤十字の可能性を探ることも必要です。「少子高齢化を特徴とする成熟社会の中で、一人暮らしの高齢者の増加、社会化が不十分で仲間と馴染めない子

供達の増加は世界的な問題となっている」（中川志郎）との指摘もあり、それに対して「老化社会、多病社会に求められるのは、高度医療よりも、病者老者の精神に必然的に忍び込む孤独感と不安とを癒す濃厚な人間的接触、喋る、笑う、聞くなどの言語的、体感的コミュニケーション、すなわち広義のケアが、遙かに多く必要とされる」（関川夏央）とする意見があります。ここでも赤十字の出番があるかもしれません。

最後は「死」ですが、ヒポクラテス以来、医学は「死」そのものを研究対象としてきませんでした。確かに医療の現場で死は敗北を意味するかのごとく、努めて目立たぬよう密やかに処理されています。更には、「死の私事化」、「生死の断絶化」（新谷尚紀）、「生物学的死と社会的死の乖離」が進み、抑々「死への存在」（ハイデッガー）であるはずの人間を、一生の流れの中で捕らえようとする視点すらも弱まっているように思えます。わが国の末期医療への取組みの弱さと遅れはそんなところに原因するかもしれません。人間が神の座に座り、「聖俗革命」（村上陽一郎）を経て医療と宗教の関わりの一段と弱

くなったわが国では、「医師が手を下し、神が癒したもう」（パレ）と信ずるキリスト教文明の国々のような、医師にとっても患者にとっても最後の拠り所が奪われてしまっているのかも解りません。大半が無宗教でありながら宗教的でもある日本人に、死の尊厳を重んずる赤十字が果たし得る役割は、これから大いに検証する必要があります。死のタブー化を破って初めて、生命とその尊厳尊重の教育を普及することができるのです。

生はともかく、古くから「病・老・死、そこでは誰もが平等である」と言われています。冷戦終結後、民族や宗教の対立が深まり、価値観が多様化し、グローバリゼーションのアンチテーゼとしてのアイデンティティーの模索が始まり、世界が新たな無秩序に向かう中で、「人道」もまた混乱を極めています。

新しいミレニアムの人道の模索は、「苦痛と死を前にして、人間はすべて平等である」というデュナンのソルフェリーノで受けた啓示を、人類が共有し得る最低限度の認識として再確認することから始めるべきではないでしょうか。